

●香川県告示第30号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成19年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷（別図に示す部分に限る。）

| 区 域 名 | 郡市名 | 町 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 |
|-------|-------|-----|-----|-----|---|
| 船木(1) | 三 豊 市 | 財田町 | 財田上 | 船 木 | 5083番地、5084番地1（別図に示す部分に限る。） |
| | | | | 霜 夜 | 5085番地1、5085番地2、5085番地3、5085番地4、5086番地1、5086番地4、5086番地15、5089番地2、5089番地4、5089番地15、5089番地17、5089番地20、5089番地21（別図に示す部分に限る。） |

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所総務課に備え置いて縦覧に供する。）